

# タイにおける小特許出願制度概要

S&I International Bangkok Office

S&I International Bangkok Office は、1996 年日本国弁理士井口雅文氏によって開設。タイ国および東南アジアを中心として、海外の特許、小特許、意匠、商標の出願代行業務、特許・商標調査業務、知的財産に関する情報提供業務、知的財産侵害事案の対応等を行う。

## 1. タイの小特許制度の概観

### (1) 法令、条約

日本の実用新案制度に対応する小特許制度は 1999 年の改正特許法より導入された。なお、タイでは特許法から独立した実用新案法は規定されておらず、特許法 III 章の 2 に「小特許」として小特許制度が規定されている。この特許法は 1979 年に制定され、現在は 1999 年改正特許法が施行されている。

また、タイが加盟する主な特許に関する国際条約としては、WTO-TRIPs(1995 年)、パリ条約 (2008 年)、特許協力条約 (PCT) (2009 年) が挙げられる。

### (2) 管轄政府機関

管轄政府機関は、商務省タイ知的財産局 (DIP: Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce) である。

## 2. タイ特許法における小特許出願の規定について

### (1) タイ特許法における小特許出願の規定の概要

タイの小特許の対象は発明であり、物品に限定されない。すなわち、日本の実用新案法とは異なり方法の発明についても対象とされる。

出願人は所定の書面を整えて書類を DIP へ提出する。DIP における審査は方式審査のみであり、実体審査が行われることなく登録されるが、登録後の審査請求制度が設けられている (65 条の 6。詳しくは後述)。

### (2) 発明が満たすべき客体的要件 (65 条の 2、65 条の 10)

発明の登録要件としては、タイ特許法 65 条の 2 に新規性、産業上の利用可能性の 2 つを満たすことが規定されている。特許とは異なり、進歩性は客体的要件として規定されていない。

また、特許と同様に、出願にかかる発明は不特許事由（9 条を準用する 65 条の 10）に該当しないことも要求される。

### (3) 補正の要件（20 条を準用する 65 条の 10）

特許と同様に補正は、発明の範囲を拡大しない範囲ですることができる。また、補正できる時期は登録までである。なお、現行特許法上登録後に誤記を修正できる手段はない。

### (4) 出願分割の要件（26 条を準用する 65 条の 10）

特許と同様に、審査においてその出願が単一性を満たさないと判断された場合、審査官は出願を分割するよう求める分割指令を発出する。他方で、出願人が自発的に出願の分割を希望する場合には、審査官に対して分割命令を発出するように上申することが可能である。

### (5) 特許出願への種別変更について（65 条の 4）

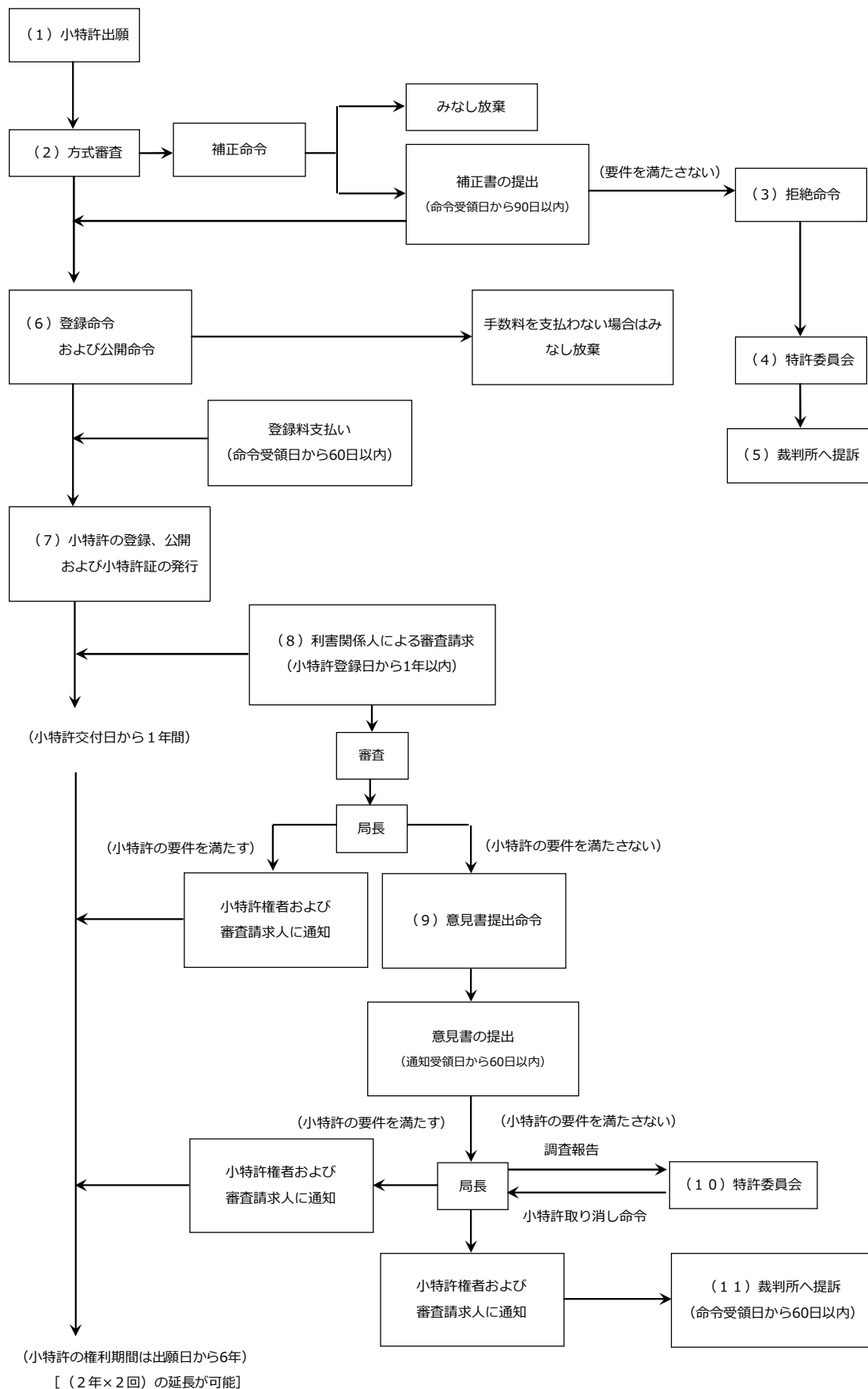
小特許の登録および小特許権の付与前であれば、出願人は小特許から特許へ種別を変更する権利を有する（65 条の 4）。実務上、小特許から特許への種別変更が認められない可能性もあるので注意が必要である。

### (6) 対応外国特許の審査結果の提出について（27 条を準用する 65 条の 10）

特許と同様に、タイにおいては、出願人は、他国における対応外国特許出願の審査結果を、審査結果受領から 90 日以内に提出する義務がある。

## 3. タイの小特許出願から権利満了までの流れ

フローチャートを参考に説明する。フローチャート中におけるカッコつき数字は下記の記述に対応する。



## (1) 小特許出願

出願書類（17条を準用する65条の10）を調べてDIPへ提出する。

- 出願に必要な書類は、願書、明細書（クレームと発明の詳細とを含む）、要約書、（必要な場合は）図面である（いずれもタイ語）。さらに委任状や（必要な場合は）譲渡証、（優先権主張する場合）優先権証明書である。その他、基礎出願（優先権主張を行う出願）とタイ出願の出願情報に相違がある場合は必要書類が追加される。
- タイに居所を有していない日本企業が出願するためには、タイの弁理士が出願行為を代理する必要がある、委任状が必要となる。また、委任状には（原則）居所を有している国（または地域）での公証手続きが必要である。
- タイ語へ翻訳して明細書を作成した小特許出願については、翻訳元となった書類についても提出する。
- 小特許出願のクレーム数は10を越えてはならない（省令第21部（1999年）第25項）。
- また、小特許の実務においては、下記の記載が推奨される。
  - 部材の参照番号を部材の後に括弧書きで記載する（省令第21部（1999年）第4項）。
  - クレームの発明における改良された内容は「characterized in that(次を特徴とする)」の後に記載する。

## (2) 方式審査

出願後、方式審査がなされる。

- 方式審査においては、提出書類の書式が正しいかといった一般的な方式的な要件および不特許事由について審査が行われる。
- 方式審査において拒絶されるべきと審査官が判断した場合、それに先立って補正命令（amendment order）が発出される。
- 出願人は、補正命令が発出されてから90日以内（ただし延長が可能）に応答する必要がある。この補正命令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

### (3) 拒絶命令

特許と同様に、審査において拒絶されるべきと審査官が判断した場合、局長による拒絶命令が発出される。

### (4) 特許委員会

特許と同様に、拒絶命令に不服がある場合、特許委員会に不服申立をすることができる。

### (5) 裁判所への提訴

特許と同様に特許委員会への不服申立によっても問題が解消されなければ、タイ国際取引および知的財産裁判所へ提訴することになる。裁判は三審制で、上級審として控訴審、最高裁がある。

### (6) 登録命令および公開命令

方式審査を通過し、出願が登録されるべきものとされると局長による登録命令（65条の5）および公開命令（28条（2）を準用する65条の10）が発出される。担当官は出願人に対し小特許付与に係る手数料および公報発行手数料支払いの通知を行う。出願人は、通知の受領後60日以内に手数料を支払う必要がある。支払わない場合、担当官は再度通知を行う。再通知書の受領から60日以内に支払わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。（28条（2）を準用する65条の10）

### (7) 小特許の登録、公開および小特許証の発行

(6) の手数料の支払いにより小特許番号が付与され、小特許証が発行される。また、公報が発行される。

小特許の権利期間は出願日から6年であり、権利の存続期間は2回延長可能である。延長期間は1回につき2年間であるため、小特許の最長権利存続可能期間は出願日から10年である。小特許は年金の支払いにより維持され、一括して支払うことも各年ごとに支払うことも可能である。

#### (8) 利害関係人による審査請求

利害関係人は、小特許の登録日より1年以内であれば審査請求することが可能である（65条の6）。なお、この利害関係人には出願人も含まれると解される。審査請求が行われると、担当官は小特許が65条の2の要件を満たしているか審査し、局長に審査報告を行う。

#### (9) 意見書提出命令

局長により「要件を満たす」とされた場合は、審査請求人および小特許権者にその旨が通知される。「要件を満たさない」とされた場合、小特許権者に対し、意見書提出命令が発出される（65条の6）。

- 小特許権者は、意見書提出命令の通知を受領してから60日以内に意見書を提出する。この意見書提出命令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

この意見書を提出した結果、「要件を満たす」とされた場合は、審査請求人および小特許権者に通知される。

#### (10) 特許委員会

意見書を提出したが「要件を満たさない」とされた場合、局長は特許委員会に小特許取り消しのための調査報告を行う。特許委員会から小特許取り消し命令が発出されると局長は審査請求人および小特許権者に通知する（65条の6）。

#### (11) 裁判所への提訴

特許委員会の決定に不服がある場合は決定通知の受領後60日以内に知的財産裁判所に提訴することが可能である（74条）。

### ■ ソース

タイ特許法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)